



島根県報

平成19年 9 月28日 (金)

号外 第 114 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 1

告 示

島根県指定金融機関等の名称等の一部改正 (会 計 課) 3

議会告示

島根県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部改正 3

公布された条例等のあらまし

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第83号)

1 規則の概要

日本郵政公社の解散に伴う様式の整備 (第17号様式その 4 関係)

2 施行期日

平成19年10月 1 日から施行することとした。

規

則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第83号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則 (昭和51年島根県規則第16号) の一部を次のように改正する。

第17号様式その 3 の次に次の 1 様式を加える。

第17号様式その4 (第18条関係)

07	払 込 取 扱 票 公	払込料金 加入者負担
口座記号番号		
01420	9	960001
加入者名	金額	
島根県指定金融機関 株式会社山陰合同銀行本店営業部	千 百 十 万 千 百 十 円	
加入者名	備考	
島根県指定金融機関 株式会社山陰合同銀行本店営業部		
ご依頼人	日附印	
収納番号	島根県県税納付金	
43		
期 別	申 込 日 付	

振替払込請求書兼受領証 公		
口座記号番号	01420	払込料金 加入者負担
	9	
加入者名	金額	
島根県指定金融機関 株式会社山陰合同銀行本店営業部	千 百 十 万 千 百 十 円	
加入者名	備考	
島根県指定金融機関 株式会社山陰合同銀行本店営業部		
ご依頼人	日 附 印	
備考		

この受領証は、大切に保管してください。

切り取らないでお出しく下さい。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則を廃止する規則 (平成19年島根県規則第71号) による廃止前の県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則 (昭和37年島根県規則第59号) の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、この規則による改正後の島根県県税条例施行規則第18条の納付書としてこれを使用することができる。

告 示

島根県告示第797号

島根県指定金融機関等の名称等 (平成16年島根県告示第67号) の一部を次のように改正し、平成19年10月 1 日から施行する。

平成19年 9 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 3 号の表中 「 J F しまね漁業協同組合 」 を

J F しまね漁業協同組合		に改める。
株式会社ゆうちょ銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所並びに郵便局	

議 会 告 示

島根県議会告示第 4 号

島根県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程 (平成 7 年島根県議会告示第 2 号) の一部を次のように改正する。

平成19年 9 月28日

島根県議会議長 福 田 正 明

第 2 条第 2 項中「第 2 条第 1 項第 6 号」を「第 2 条第 1 項第 5 号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、同条第 3 項中「第 2 条第 1 項第 6 号」を「第 2 条第 1 項第 5 号」に改め、「株券」の次に「、金銭信託」を加え、同条第 4 項から第 7 項までの規定中「第 2 条第 1 項第 7 号」を「第 2 条第 1 項第 6 号」に改める。

様式第 1 号 4 の表中「預金、貯金及び郵便貯金」を「預金及び貯金」に改め、

「(3) 郵便貯金

郵便貯金の総額 円 を削る。

(注) 通常郵便貯金を除く。

様式第 1 号 5 の表を削り、同様式 6 の表中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額 (金銭信託については、元本の総額) を」に改め、同表を同様式 5 の表とする。

様式第 1 号中 7 の表を 6 の表とし、 8 の表から 10 の表までを 1 表ずつ繰り上げる。

様式第 2 号 4 の表中「預金、貯金及び郵便貯金」を「預金及び貯金」に改め、
「(3) 郵便貯金

郵便貯金の総額 円 を削る。

(注) 通常郵便貯金を除く。 」

様式第 2 号 5 の表を削り、同様式 6 の表中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額(金銭信託については、元本の総額)を」に改め、同表を同様式 5 の表とする。

様式第 2 号中 7 の表を 6 の表とし、8 の表から10の表までを 1 表ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、平成19年 9 月30日から施行する。ただし、様式第 1 号 4 の表及び様式第 2 号 4 の表の改正規定は、平成19年10月 1 日から施行する。